

**○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件**

**(平成30年2月9日財務省告示第46号)**

**(平成30年4月1日適用)**

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十九年十二月財務省告示第三百四十八号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

百二十二中「一〇〇ウギアにつき本邦通貨三一円」を「一〇〇ウギアにつき本邦通貨三一二円」に改める。